

地方独立行政法人名張市立病院役員退職手当規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人名張市立病院（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事のうち、常勤のもの（以下これらを「役員」という。）が退職（死亡し、又は解任された場合を含む。以下同じ。）をした場合の退職手当の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(退職手当の額)

第2条 退職手当の額は、在職期間1月につき、退職の日におけるその者の基本報酬の月額に100分の12.5の割合を乗じて得た金額に、100分の87を乗じた金額とする。ただし、異なる役職の役員に引き続いて在職した場合の退職手当の額は、異なる役職の在職期間（以下「役職別期間」という。）ごとの基本報酬の月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額に、100分の87を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

2 前項の規定による退職手当の額は、地方独立行政法人名張市立病院評価委員会が行う業績評価の結果及び役員としての在職期間におけるその者の業績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。

(在職期間の計算)

第3条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、役員としての引き続いた在職期間を役員に任命された日から起算して歴にしたがって計算するものとし、1月に満たない端数（以下この条において「端数」という。）を生じたときは1月と計算するものとする。

2 役職別期間がある場合において、役職別期間が同一の月で重複しているときは、端数の少ない在職月数から1月を減じるものとし、端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から1月を減じるものとする。

(再任等の場合の取扱い)

第4条 役員が、任期満了の日以前又はその翌日において再び同一又は異なる役職の役員に任命された場合は、引き続き在職したものとみなし、退職手当は支給しない。

(退職手当の支給)

第5条 退職手当は、法令等によりその退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を本人の指定する預貯金口座（本人が死亡した場合は、その支給を受けるべき遺族の指定する預貯金口座）に振り込むことにより支給する。

2 退職手当は、役員が退職した日から起算して1月以内に支払うものとする。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(退職手当の支給の一時差止め等の取扱い)

第6条 起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い並びに退職手当の支給の一時差止め及び返納の取扱いについては、地方独立行政法人名張市立病院職員の給与に関する規程の適用を受ける職員（次条第2項及び第8条において「職員」という。）の例による。

（退職手当の支給制限）

第7条 役員が、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第17条第2項第2号又は同条第3項の規定に該当し解任された場合は、当該役員には退職手当は支給しない。

2 職員又は有期雇用職員が役員を兼ねるときは、この規程による退職手当については支給しない。

（遺族の範囲及び順位）

第8条 第5条第1項に定める遺族の範囲及び順位等については、職員の例による。

（端数の処理）

第9条 この規程により計算した退職手当の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（その他）

第10条 役員の退職手当の支給については、この規程に定めるもののほか、地方独立行政法人名張市立病院職員の退職手当に関する規程の例による。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において名張市の職員であつて、施行日に法人の職員を退職し、役員となったものについては、地方独立行政法人名張市立病院職員の退職手当に関する規程の規定による退職手当を支給しない。この場合において、その者の名張市の職員としての期間は、第3条第1項に規定する役員としての引き続きいた在職期間に算入する。